

指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項調査票

(宛先) 流山市上下水道事業管理者

年 月 日

指 定 番 号 第 号

フリガナ
名称又は氏名

郵便番号、住所

フリガナ
代 表 者 氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

①指定給水装置工事事業者の業務内容

■休業日、営業日、修繕対応時間について					
休 業 日		営 業 日 及 び 時 間		修 繕 対 応 時 間	
■漏水等修繕対応の可否について (漏水等修繕対応に対し可否のどちらかに○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。) ・屋内給水装置の修繕 (対応: 可・不可) ・埋 設 部 の 修 繕 (対応: 可・不可) ・漏 水 等 修 繕 (対応: 可・不可) ・その他 ()					
■対応工事等 (該当する対応工事に対し可否のどちらかに○をつけてください。) ・配水管からの分岐から水道メーターまで (対応: 可・不可) ・水道メーターから宅内給水装置まで (対応: 可・不可)					
■ホームページについて (可否のどちらかに○をつけてください。) (公表: 可・不可) ※公表内容は会社名、住所、電話・FAX 番号の公表になります。					
■その他 ※緊急連絡先を記入してください。(電話番号)					

②流山市が実施している指定給水装置工事事業者研修の受講実績 (過去5年以内)

■該当する□に✓をし、記入してください。 □受講年月日: 年 月の講習会 □未受講: (その理由) ※非公表	
--	--

※業務内容に変更が生じた場合は、この調査票を使用し、変更した箇所のみ記入の上速やかにその旨を届け出るようお願いします。
(備考)この用紙の大きさは、A列4番とすること。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

水道法施行規則 第３６条

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

４ 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

【添付資料】

・ 外部研修は、受講を証明する書類（受講証等）の写し。

・ 自社内研修は、研修会名欄に研修内容を記載。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等で対応してください。

④過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第３６条

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- ２ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を行わない。

※上記□にレ点を付けた方は、下記の記入は不要です。

■過去１年以内の工事实績（過去１年以内の実績がない場合は直近の状況を記載願います。）

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・穿孔、給水管の接合、いずれかの経験の有無	資格等の有無		工事年度
			保有している資格等※	
	☐ 経験あり (年～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ 給水装置工事配管技能者 ☐ 配管検定合格者 ☐ ポリエチレン管検定合格者 ☐ その他()	
	☐ 経験あり (年～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ 給水装置工事配管技能者 ☐ 配管検定合格者 ☐ ポリエチレン管検定合格者 ☐ その他()	
	☐ 経験あり (年～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ 給水装置工事配管技能者 ☐ 配管検定合格者 ☐ ポリエチレン管検定合格者 ☐ その他()	
	☐ 経験あり (年～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ 給水装置工事配管技能者 ☐ 配管検定合格者 ☐ ポリエチレン管検定合格者 ☐ その他()	

※以下のうち保有している資格等の□に✓をつけてください。その他の資格等を保有している場合は、その他欄にご記入ください。

- ①給水装置工事配管技能者…公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の各種検定合格者（従前の講習会修了者等は同等とする。）
- ②配管検定合格者…他の地方公共団体の供給規程又はこれに基づく規程による配管技能（配管工その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者
- ③ポリエチレン管検定合格者…給水工事技術振興財団が実施するポリエチレン管検定合格者のほか、水道配水用ポリエチレン管の協会が実施する講習会の修了者及び従前（平成２８年１２月３１日まで）のメーカーによる講習会を修了した者